

2023年度社会福祉法人実地指導の結果

(1) 実地指導の実施状況

2023年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりとなります。なお、監査の実績はありませんでした。

対象法人数 ※	実施法人数 (①)	文書指摘 法人数 (②)	口頭指摘 法人数	延べ指摘 事項数(③)	文書指摘率 (②/①)	1法人当たり 指摘事項数 (③/①)
43	15	4	14	88	26.7%	5.9件

※2024年3月31日現在

(2) 主な指摘事項

2023年度の実地指導における主な指導項目について、具体的事例を紹介します。

文書指摘の具体的事例

◇ 欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいるため、是正すること。

評議員会は、法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担っている。評議員会の役割の重要性に鑑みると、実際に参加できない者を評議員として選任することは適当ではない。

しかしながら、評議員1名が評議員会を続けて欠席しており、評議員としての義務を果たしていない事例が見受けられた。

(審査基準第3の1の(3)、ガイドラインI-3-(1)-2)

<改善の際の注意点>

評議員会の開催日の調整等を十分に行うとともに、出席できない理由によっては、当該評議員の交代を検討してください。

◇ 法人の関係者に特別の利益を供与していると認められるため、是正すること。

社会福祉法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員等に対して特別の利益を与えてはならない。

しかしながら、理事が法人の財産を私的に使用し、特別の利益を享受していると認められる事例が見受けられた。

(法第27条、法施行令第13条の2、法施行規則第1条の3、ガイドラインⅢ-4-(1))

<改善の際の注意点>

関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、必ず説明できるようにしてください。

◇ 計算書類における各勘定科目の金額と主要簿(総勘定元帳等)が一致しないため、是正すること。

計算書類や附属明細書は主要簿に基づき作成することとされており、計算書類における各勘定科目の金額や附属明細書の金額は総勘定元帳等の金額と一致していなければならない。

しかしながら、計算書類の附属明細書と総勘定元帳の金額が一致しない事例が見受けられた。

(法第45条の24、会計省令30条第2項、ガイドラインⅢ-3-(4)-1)

<改善の際の注意点>

計算書類や附属明細書は主要簿に基づいて作成されるものであることから、金額が一致することが原則です。原因不明の不一致がある場合、不正が疑われる可能性があるため、必ず原因を説明できるようにしてください。

口頭指摘の具体的事例	指摘 法人数
<p>○ 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。 (ガイドラインⅢ-3-(2)-1)</p>	10
<p><改善の際の注意点> 基本財産でない固定資産(車両など)を処分する際に、事前に理事長承認を得ていない事例が多くありました。 経理規程に則り、基本財産以外の固定資産を処分する場合には、事前に理事長の承認を得るようにしてください。</p>	
<p>○ 経理規程の内容が法令又は通知に反する。 (ガイドラインⅢ-3-(2)-1)</p>	5
<p><改善の際の注意点> 経理規程の注記事項の規定に「合併又は事業の譲渡若しくは譲受け」がなかったため指摘になっています。 令和2年の「運用上の取扱い」通知の改正で、決算書の法人全体注記に「15. 合併又は事業の譲渡若しくは事業の譲受け」という項目が追加されています。決算書の注記にこの項目を加えるとともに、経理規程にも規定が追加されているか確認してください。</p>	
<p>○ 理事長及び業務執行理事(選任されている場合)が、理事会において、3か月に1回以上(※又は定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上)職務執行に関する報告をしていない。 (法第45条の16第3項、ガイドラインⅠ-6-(1))</p>	5
<p><改善の際の注意点> 業務執行報告は、理事長等の職務執行状況をチェックするための重要な機会なので、対面(テレビ会議等を含む)での報告が必要となります。</p>	
<p>○ 契約書又は請書を適正に作成していない。 (入札通知、ガイドラインⅢ-4-(4)-4)</p>	4
<p><改善の際の注意点> 特に請書が作成されていない事例が多くみられました。契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴すると経理規程で定められています。</p>	

根拠法令等

略称	正式名称
法	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
法施行規則	昭和26年6月21日厚生労働省令第28号「社会福祉法施行規則」
ガイドライン	平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
審査基準	平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
会計省令	平成28年3月31日厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」
運用上の取扱い	平成28年3月31日付雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」
留意事項	平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」
入札通知	平成29年3月29日雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」